

秋田市教育ビジョン

秋田市教育委員会

秋田市教育ビジョン

(平成20年度～平成24年度)

平成20年3月

目 次

秋田市教育ビジョンの策定趣旨	1
秋田市教育ビジョンの基本的な考え方	2
学校教育部門	4
社会教育部門	10
スポーツ振興部門	15
文化振興部門	18
教育環境整備部門	23

(資料)

秋田市教育ビジョン検討委員会設置要綱

秋田市教育ビジョン検討委員会委員名簿

秋田市教育ビジョンの策定経過

【秋田市教育ビジョンの策定趣旨】

現在、我が国では、様々な分野で、かつてない変革の時を迎えています。教育についても、その重要性を踏まえ、教育基本法の改正をはじめ、具体的な改革が進められています。

しかし、制度改革は基本的に全国一律で行われることであり、それぞれの地域に根ざした教育を展開していくためには、今一度、自らの足もとをしっかりと見つめ直す必要があります。

そこで、秋田市教育委員会では、第11次秋田市総合計画の策定を一つの契機として、教育を取り巻く様々な課題等を改めて整理するとともに、本市教育のめざすべき方向を明確にすることにより、学校をはじめとする教育現場の活動が一層充実することをねらいとして、秋田市教育ビジョンを策定しました。

策定にあたっては、「学校教育」「社会教育」「スポーツ振興」「文化振興」という4つの部門に、教育活動を支える「教育環境整備」という部門を加えて、それぞれの部門ごとに施策の重要性にも配慮しながら、「基本的な考え方とめざすべき方向」「基本方針」「重点施策とその取組」「各施設の取組（社会教育部門と文化振興部門）」という構成で記述しています。

秋田市教育ビジョンは、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とします。



■ ■

人づくりは、学び続けることからはじまります。

【秋田市教育ビジョンの基本的な考え方】

私たちを取り巻く現在の社会状況を見ると、全国的な傾向と同様に秋田市においても、少子・高齢化の進行により、子どもの数が減少し、人口構成のバランスが大きく変化してきています。また、情報化の進展は、利便性を向上させる一方で、人間関係の希薄化や心身の健康に及ぼす影響などが憂慮されています。さらに、人々のライフスタイルや家族のあり方などに関する考え方が多様になるなかで、すべての教育の出発点である、家庭の教育力の低下が懸念されています。

こうした社会状況のなかで、今後、どのような人をどのようにはぐくんでいくのかという、人づくりのあり方が今、問われていると考えます。歴史を振り返るまでもなく、国や地域の発展の基礎は人づくりにあります。そして、その将来が人材育成にかかっていることを考えれば、人を育てる教育の重要性は、いつの時代、どこの地域でも変わりません。

本市では、こうした認識のもと、「今、人づくりのために本市教育がめざすべきことは何か」について、改めて見つめてみました。

人づくりは、子どもたちに自立の力と共生の心をはぐくむことからはじまります。

子どもたちの健やかな成長のためには、家庭の力、地域の力、市民一人ひとりの力を結集して、子どもたちが、自らの夢や希望の実現に向けて、創造性を發揮し、様々な課題に果敢に立ち向かっていくことができる力をはぐくむことが必要です。

また、様々な人々とのかかわりを通して、人のふれあいのあたたかさを実感し、生きる自分に自信を持ち、相手の気持ちを想像して思いやる心をはぐくむことが必要です。

こうした、自らの人生をたくましく切りひらく自立の力と、互いに認め合う共生の心を持った子どもたちを育てることをめざします。

人づくりは、学び続けることからはじまります。

家庭や地域の子育て機能・教育力の向上や次世代を担う子どもたちの健全育成の支援が求められているなかで、地域の発展を支え、自ら考え行動する人づくりのためには、子どもから高齢者までのライフステージ（※1）に応じた学習機会の拡充、学習に関する情報提供ネットワークや施設設備等の充実など、学習に関する市民のニーズに応じた教育環境の整備が必要です。

人づくりは、豊かな心をはぐくむことからはじまります。
人づくりは、健やかな心と体づくりからはじまります。

こうした環境のなかで、生涯にわたり学び続けることによる学習の成果を、家族や地域の絆づくりや地域コミュニティ活性化のための新たな社会参加活動につなげていくことをめざします。

人づくりは、健やかな心と体づくりからはじまります。

体を動かす機会が失われつつあるなかで、健康志向の高まりに応じた健康づくりのため、スポーツに親しめるきっかけづくりや継続して行うことができる環境整備が必要です。

こうした環境整備によって、生涯にわたり豊かなスポーツライフを送ることができるよう、市民のスポーツに関するニーズへの的確な対応をはかりながら、健康づくりはもとより、生活の質的向上やゆとりを感じる心を育てることをめざします。

人づくりは、豊かな心をはぐくむことからはじまります。

人々に元気をあたえ、潤いやゆとりをもたらす社会を実現するためには、文化の振興が必要です。

そのため、市民が郷土に対し誇りと愛着を深め、広くアピールできる個性豊かな地域の文化力（※2）を、生き生きとした魅力あるまちづくりに積極的に生かしながら、市民一人ひとりが楽しさや感動、生きる喜びを実感できるような豊かな心をはぐくむことをめざします。

秋田市教育ビジョンは、こうした人づくりを進めるため、「学校教育」「社会教育」「スポーツ振興」「文化振興」の部門ごとに、めざすべき方向や重点施策等を取りまとめるとともに、様々な教育課題に的確に対応するためには、良質な教育環境の整備が必要であるとの認識から、「教育環境整備」という部門を設け、他の部門と同様に重点施策等を取りまとめました。

このビジョンの推進にあたっては、これらの部門ごとの活動の充実をめざすことはもとより、部門間の連携・協力に留意し、本市教育の一層の振興につとめます。

※1 ライフステージ

人の一生を乳幼児期・少年期・青年期・成人期・高齢期などに区分した、それぞれの段階

※2 文化力

文化の持つ、人々に元気を与えるとともに、地域社会全体を活性化させ、魅力ある社会づくりを推進する力

自らの人生をたくましく切りひらく意欲を持ち、互いに認め合い、
支え合い、高め合うとする子どもを育てる学校教育の充実につとめます。

基本的な考え方とめざすべき方向

子どもたちは、家庭や学校、地域において様々な教育を受けて育ちます。私たちは、子どもたちが夢や希望を持ち、自らの人生を力強く歩みながら、多くの人々と協力して、よりよく生きる力を身につけるために、充実した学びの場を創造し、子ども一人ひとりの可能性の実現に向けて導いていく責務があります。

これまで本市では、子どもたちが自らの人生をたくましく切りひらく意欲を持ち、的確な判断力や行動力が身につくよう、一人ひとりの「自立」を培うことにつとめてきました。

今後は、豊かな人間性をはぐくむために、これまでの教育実践を踏まえたうえで、学級や学校の友達、地域の高齢者や障害のある人、そして、世界の人々とも互いに認め合い、支え合い、高め合う活動を通して、自立の力と共生の心を身につけた子どもの育成につとめます。

幼児教育においては、幼児一人ひとりの望ましい発達を促し、生涯にわたる人間形成の基礎を培うことをめざし、幼保小連携の推進をはかります。

小・中学校の教育においては、小中9年間を連續してとらえ、変化の著しい時期を考慮して、各発達段階に応じた適切な指導・支援の充実をはかる「小中一貫した考えに立った教育」や、学校と家庭、学校と地域の信頼関係を深める「人ととの絆づくり」を取り組みます。

また、徳・知・体のバランスのとれた子どもの育成という、いつの時代も変わらない教育の「普遍性」を基本に据えながら、現在の社会に求められている、いじめ・不登校問題への取組や特別な教育的支援を必要とする子どもへの支援など、「時代性」をとらえた取組の充実につとめます。そして、本市の恵まれた自然環境と社会的・文化的環境を十分に生かし、子どもたちに郷土を愛する心をはぐくむため、「地域性」を生かした教育を推進します。

高等学校等の教育においては、生徒一人ひとりの適性に応じた能力の伸長をはかるため、各校の特色を生かした教育の充実につとめます。

重点施策とその取組

I 幼児教育の充実

1 就学前教育の充実をはかる「幼保小連携」の推進

小学校入学時にスムーズに学校生活に適応することができるよう、幼稚園・保育所と小学校の連携を重視し、幼稚園・保育所から小学校への連続性のある指導の充実につとめます。

そのため、幼稚園・保育所と小学校の教職員を対象とする研修会を実施し、指導についての共通理解をはかります。また、各小学校においては、幼児と小学生が交流する機会の拡充をはかります。

II 小・中学校教育の充実

1 小中一貫した考えに立った教育の充実

就学前教育と小学校教育の連続性に配慮しつつ、小中9年間を一つのまとまりとしてとらえ、子どもの発達段階に応じたきめ細かな指導を行います。

そのため、小学校と中学校が「めざす子ども像」を共有したり、学習内容の「系統性」と「発展性」を考慮した学習指導や、感動を共有する小中合同の体験活動を実施するなど、学校の実情に応じた、小中一貫した考えに立った学校教育の充実につとめます。

2 信頼関係を深める「人と人との絆づくり」の推進

学校、家庭、地域の相互の信頼関係を深め、子どもたちに共生の心やそれを推し進める態度をはぐくむため、「子どもが『人の絆』の素晴らしさを実感する学習や体験活動」「学校と家庭が協力し合う機会」「学校と地域との絆を深める機会」などの充実に取り組みます。

3 「普遍性」を柱として

—徳・知・体のバランスのとれた子どもを育てる教育活動の推進—

(1) 豊かな人間性をはぐくむ教育活動の充実

共に学び、共に活動することの楽しさや充実感を味わい、人の喜びや痛みが分かれり、思いやりを持って互いに認め合うことができるよう、子ども一人ひとりの存在感を大切にした学級づくりにつとめます。

また、他者と協調してよりよいものをつくりあげる喜びを味わい、郷土の美しさや魅力に気づくことができるよう、他校との交流や小・中学校の交流を進めるとともに、地域の自然や文化を生かした体験活動の充実につとめます。

さらに、友達や指導者と心を一つにして、目標に向かって最後までやり遂げようとする過程を通して、感動を味わい、個性を伸ばし、たくましさをはぐくむ、中学校における部活動の充実をはかります。



(2) 確かな学力を育てる学習指導の充実

筋道を立てて考える力や、自分の考えや思いを豊かに表現する力など、生きる力としての「確かな学力」の向上をめざして、子どもたちの学習状況を把握・分析し、一人ひとりの理解度や興味・関心などに応じた指導方法の工夫改善につとめます。

また、国際化・情報化等の変化の激しい社会を主体的に生きていくために必要な資質を身につけさせるため、問題解決的な学習（※1）の充実につとめるとともに、情報教育、英語活動などを含めた学習内容の充実をはかります。

(3) 体力の向上と健康の保持増進をはかる教育活動の充実

子ども一人ひとりの体力向上をはかるために、体力や運動能力に関する実態や傾向に基づき、体育の授業の改善や運動に親しむ機会の確保などにつとめます。

また、健康の保持増進に主体的に取り組む態度をはぐくむために、生活習慣を見つめ直す指導などの充実をはかるとともに、生命や人間を尊重する視点から、発達段階や子どもの実態等に応じた性教育を推進します。

生きる力の基礎となる「食」については、子ども一人ひとりが食事の大切さを認識し、主体的に望ましい食生活を営む力を身につけるよう、家庭との連携をはかりながら食育（※2）の充実につとめます。

4 「時代性」を踏まえて

－今日的教育課題に対応する教育活動の推進－

(1) 人間関係を築く力の育成

お互いのよさを認め合う心や、相手を思いやる態度をはぐくむとともに、様々な人と主体的にかかわることができるコミュニケーション能力を育成するため、学級活動や異学年交流活動等の充実をはかり、人と人のふれあいを大切にした学級づくり・集団づくりにつとめます。

※1 問題解決的な学習

自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる学習

※2 食育

様々な経験を通じて、望ましい食習慣を身につけるとともに、食の安全に関する知識や食文化について理解を深めることにより、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる資質や能力を育てる教育

(2) 一人ひとりを大切にした特別支援教育の充実

障害のある児童生徒を学校全体で支援するために、特別支援教育コーディネーター（※3）を中心とする校内委員会を組織し、「個別の指導計画」等に基づき、すべての教職員が一人ひとりの障害の状況に応じた適切な支援につとめます。

(3) キャリア教育（※4）の推進

社会とのかかわりのなかで、自分を見つめ、人のために役立ちたいという思いを持って、自分らしく生きようとする力をはぐくむために、子どもが学校生活、家庭生活、社会の一員としての生活等のなかで、様々な立場や役割を経験し、発達段階に応じて、自らの適性を発見することや人のために役立つことの喜びを感じることができると機会の充実をはかります。

(4) 子どもの心に寄り添った生徒指導の充実

問題行動の広域化やネット上のトラブル等が顕在化するなか、子どもたち一人ひとりが、抱えている悩みや不安を乗り越えて自立していくよう、保護者と連携しながら、子どもの心に寄り添い、深くかかわる生徒指導の推進につとめます。

(5) いじめ問題に対する取組の充実

いじめの未然防止をはかるため、お互いの違いを尊重し、認め合い、相手を思いやることのできる人間関係づくりにつとめます。

また、スクールカウンセラー（※5）等を含めた教育相談体制の充実をはかり、全校体制で、いじめの早期発見・早期対応につとめます。

(6) 不登校問題に対する取組の充実

不登校の未然防止をはかるために、学ぶことや分かることの楽しさが味わえる授業づくりや、共に活動する楽しさを実感できる学級・学年づくりにつとめます。

また、教育相談体制の整備や家庭・関係機関との連携をはかるほか、「不登校個別支援計画」に基づき、一人ひとりの不登校の状況に応じた適切な支援につとめます。

※3 特別支援教育コーディネーター

各学校において、障害のある児童生徒の支援に関して、学校内および関係機関や保護者との連絡調整の役割を担う者

※4 キャリア教育

人が生涯にわたって経験する様々な立場や役割を通して、働くことの意義や価値を実感させ、よりよい人生を築いていこうとする意欲や態度、能力を育成する教育

※5 スクールカウンセラー

いじめや不登校などの問題行動への対応について、児童生徒や保護者、教職員の相談に応じて指導や助言を行う臨床心理士等の専門家

5 「地域性」を生かして

—郷土秋田の特色を生かした教育活動の推進—

(1) 郷土秋田を素材とした学習の充実

郷土秋田について理解を深め、秋田の将来について考え、貢献しようとする態度をはぐくむため、郷土の自然や歴史・文化等を教材とした学習、社会教育施設や史跡等を活用した学習に取り組みます。

(2) 地域文化の継承や発展、地域の教育力の活用

子どもたちが、自分たちの暮らす地域に誇りや愛着を持てるようにするため、地域の伝統芸能を学んだり、伝統行事に参加したりする体験活動の充実や地域の人材の積極的な活用につとめます。

(3) 環境教育の充実

郷土の自然とのふれあいを通して、環境に対する豊かな感性や自然との共生を大切にする態度をはぐくむため、地域の環境の保全と生活の利便性との関係を考える学習や豊かな自然に触れる体験活動、自然保護につながる実践活動等の充実につとめます。

(4) 福祉教育の充実

互いに理解し合い、助け合いながら共に生きていこうとする心や態度をはぐくむため、急速に進行する本県の高齢化の状況や福祉の課題等について理解する学習を展開するとともに、高齢者や障害のある人との交流やボランティア活動等の充実をはかります。

6 教職員の資質能力の向上をめざして

(1) 教職員としてのライフステージ（※6）に応じた研修の充実

秋田市の教職員として必要な資質能力のさらなる向上をはかるため、本市学校教育の実情に即した独自の研修を、秋田市教育研究所を中心にして主体的に実施するとともに、学校における校内研修との相互連携につとめます。

また、教職経験年数に応じた体系的・総合的な研修や職務遂行のために必要な知識・技能の習得および向上をめざす実践的な研修を推進します。

※6 教職員としてのライフステージ

採用から退職までの、経験年数や職務に応じた、それぞれの段階

(2) 様々な教育課題に適切に対応できる資質を高める教職員研修の充実

国際化、情報化などの進展や、いじめ・不登校問題、特別支援教育などの今日的な教育課題に適切に対応できる指導体制の充実をはかるため、教育理論はもとより、学校での指導に生きる体験型・問題解決型の研修を行うとともに、受講者の研修意欲と課題意識を生かしながら、受講者と共につくる参加型の研修を実施します。

III 高等学校等の教育の充実

1 秋田商業高等学校の教育の充実

商業専門高等学校として、社会から要請されている実践的ビジネス能力の育成につとめるとともに、情報・会計分野において、資格取得をめざした専門的な学習の充実をはかります。

また、これまで実践してきた「ビジネス実践（※7）」の成果を踏まえ、学習の成果を地域社会に発信するとともに、文武両道の伝統校として心身の鍛錬につとめ、地域に貢献できる人材を育成する教育活動に取り組みます。

2 御所野学院高等学校の教育の充実

6年間の一貫した教育課程や学習環境のもとで、中学校と高等学校の教員の連携を強化し、生徒一人ひとりの多様な個性の伸長をはかる中高一貫教育のさらなる充実をはかります。

また、「表現科（※8）」や「郷土学（※9）」など、中高一貫教育校としての特色を生かした、本市独自の学習活動を展開し、国際感覚を身につけながら、郷土を愛し、郷土を発展させていくこうとする人材の育成につとめます。

3 秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の教育の充実

専修学校としての専門性を生かし、美術・工芸・デザインの知識や技能を持って社会に貢献できる人材の育成につとめます。

また、社会ニーズを的確に把握し、時代の要請に応じた教育内容の充実につとめるとともに、短期大学との連携の強化をはかり、より高度な専門教育を推進します。

※7 ビジネス実践

「総合的な学習の時間」を活用し、生徒がイベント企画や商品開発・取引・販売などに取り組み、実践を通してビジネス感覚を養う学習活動。（著名な人を招いてのトークショー、「AKISHOP」におけるTシャツ、創作菓子、ガラス細工等の販売など。）

※8 表現科

言語表現や身体表現、芸術表現を通して、感性を磨き、他者と豊かな関係を結ぶ能力・態度を育てる目的で設けられた教科で、中学校・高等学校合同で学習に取り組んでいる。

※9 郷土学

「総合的な学習の時間」に御所野地区・秋田市・秋田県を学びのフィールドとして、生徒自らが課題を探し、解決方法を考え、課題解決を進める学習。中学校・高等学校6年間の連続した学習計画のもと、郷土についての理解を深め、郷土を愛する心を養うこと目的に取り組んでいる。

「だれでもが 学んで 生かせる
協働あきた」の実現につとめます。

基本方針

基本的な考え方とめざすべき方向

市民一人ひとりが、学習したいという意思に基づいて、いつでもどこでも学習できる機会や環境を整えるとともに、その学習による成果を自らや地域のために生かすことができる社会をつくりあげることが望まれています。

これまで本市では、社会教育施設における活動などを中心に、市民の学習機会の拡充や学習環境の整備につとめてきましたほか、学習による成果を地域に還元する仕組みづくりにも取り組んできました。

今後は、より充実した人生をおくりたいという欲求の高まりや情報化社会の進展が生み出す価値観の多様化などにより、市民の学習意欲は一層高まるとともに、学習に関する要望もさらに多様化することが予想されます。

そのため、本市の第3次秋田市社会教育中期計画の目標である「だれでもが 学んで 生かせる 協働あきた」の実現をめざして、「学びの支援体制の充実」「学びの機会の選択の支援」「学びの機会の充実」「学びの成果を生かす機会の充実」を4つの柱として掲げ、「市民と行政」「市民と市民」の協働を通じながら、市民の多様な学びのニーズに応える社会教育活動を推進します。

重点施策とその取組

I 社会教育の充実

1 学習機会の充実

(1) 社会教育体制の整備

市民の高度化・多様化している「学び」のニーズに対応するため、大学等の高等教育機関と連携し、学習プログラムの充実をはかるとともに、「市民と行政」「市民と市民」の協働による「学び」の支援体制づくりにつとめます。

(2) 学習機会の選択の支援

「学び」への参加を促すため、民間やNPO(※1)、行政等で開催する各種学習の情報提供や情報収集、学習相談、情報交換の各機能を有するネットワークシステム（「学び」の総合窓口）を構築し、市民一人ひとりのニーズに応じた「学び」を支援します。

※1 N P O [Non Profit Organization]

継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称

(3) 学習機会の提供

市民のライフステージ（※2）における課題や現代的課題、地域課題等に関する「学び」の機会の提供、社会教育関係団体の育成と連携による学習活動や地域で活躍できる指導者養成の機会を充実し、社会参加活動の促進をはかるとともに、地域コミュニティづくりを推進します。

また、家庭教育力の向上を支援するため、乳幼児・児童生徒の保護者を対象とする「学び」の機会や相談の充実につとめます。

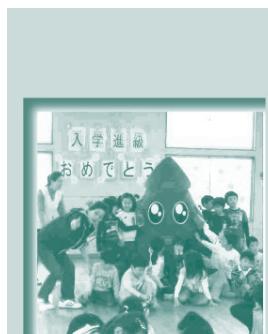
(4) 学習成果の評価と活用

市民の「学び」の成果を適切に評価するとともに、その成果を地域社会の活性化につなげるため、発表の場や、様々な分野のボランティア、指導者、講師として活動できる場の提供につとめます。

2 学習環境の整備

(1) 公民館等の整備

多様化・高度化している市民の「学び」のニーズに的確に対応するため、公民館等の社会教育施設については、時代に即し、他の公共施設との複合化による施設整備につとめるとともに、施設間の事業の連携を促進し、「学び」の環境の充実をはかります。



(2) 図書館サービスの充実

地域の情報拠点として、市民の「学び」のニーズに対応した幅広い資料収集と情報提供につとめるとともに、中央図書館明徳館を中心とした図書館間の連携によるネットワークを形成し、市民が利用しやすい環境づくりを進めます。



また、ボランティア等と連携・協力し、各種講座、資料展示会、幼児のおはなし会を開催するなど、図書に親しむ機会の拡充をはかるほか、市民の「学び」を支援する視聴覚メディアや映像資料等の利用促進につとめます。



※2 ライフステージ

人の一生を乳幼児期・少年期・青年期・成人期・高齢期などに区分した、それぞれの段階

3 青少年の健全育成の推進

(1) 放課後児童対策の充実

子どもを健やかに育成できる安全な居場所づくりのため、児童館などの整備を進めるとともに、放課後子どもプラン（※3）を積極的に推進し、総合的な放課後児童対策につとめます。

(2) 児童の地域活動の充実

年齢の異なる子どもたちが、学校や家庭では経験できない地域における各種体験活動を通して、協調性や創造性等をはぐくむことができる機会の充実につとめるとともに、子ども会活動の奨励や子ども会育成団体の活動支援をはかります。

(3) 青少年非行の未然防止活動の充実

少年指導委員による街頭指導、少年や保護者を対象とした相談事業のほか、県や警察、青少年健全育成団体等と連携し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある環境から青少年を守る活動の充実につとめるとともに、広報・啓発活動を推進します。

各施設の取組

1 太平山自然学習センター「まんたらめ」

太平山の豊かな自然に親しみながら、子どもから高齢者までの各世代が集団生活や野外活動、ものづくりなどの体験活動を通して、青少年の健全育成や市民の生涯学習を推進します。

- ・宿泊研修活動プログラムの開発やボランティアの充実
- ・小中学生や親子・家族などの市民を対象とした主催事業の充実
- ・体験活動への安全対策や施設・設備の安全管理の徹底

※3 放課後子どもプラン

放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保をはかるとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援するため、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携しながら実施する事業



2 自然科学学習館

身の回りの様々な事象に関する科学的な見方を広げ、楽しく学びながら不思議と驚きを見出し、解明する力を養うことができる展示やワークショップ（※4）、体験学習を通じて、次代の秋田を担っていく人材の育成をはかります。

- ・ 身近な科学を題材にした企画の充実
- ・ 学校および関係機関との連携強化



3 勤労青少年ホーム

次代を担う若者の豊かな人間性と社会的自立を培うため、学習機会や交流の場を提供し、健全な育成をはかります。

- ・ 社会人・職業人としての教養を体得する学習機会と、自立意識を促す支援事業の充実
- ・ 地域社会に貢献するボランティア活動の奨励

4 少年指導センター

少年の非行防止および健全育成のための拠点として、関係機関、団体と連携・協調のもとに、街頭巡回、少年相談などのほか、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある環境から青少年を守る活動の充実をはかります。

また、青少年が自立、責任、連帯、寛容などの人間性を養い、社会の規範意識を身につけるように、地域と一体になった活動を推進します。

- ・ 社会環境、地域の実態に即した地区巡回や小学生の登下校時間における街頭巡回の実施
- ・ すべての子どもたちを対象にした「声かけ」の推進と、地区少年指導委員会活動の充実
- ・ 関係機関と連携した、電話相談・面接相談および広報・啓発活動の充実

5 女性学習センター

市民一人ひとりが性別にかかわらず、多様な分野において個性と能力を發揮することができる男女共生社会の形成をめざし、女性の生涯学習および男女共生に関する学習を支援します。

- ・ 女性の課題解決・エンパワーメント（※5）を内容とする学習機会の充実
- ・ 男女共生関係団体等との協働による学習活動の促進

※4 ワークショップ

科学実験やものづくりを中心とした参加体験型の講座

※5 エンパワーメント

各々が本来持っている力を引き出し、問題解決の方法として自己のなかに力を蓄え、積極的な自分をつくりだすこと

6 公民館

市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、充実した学習活動に親しむことができるよう、機会の拡充をはかるとともに、地域づくりの拠点施設として、社会教育関係団体等との連携を通じ、社会参加活動を推進するための市民意識の醸成につとめます。

- ・子どもから高齢者までのライフステージに応じた学習活動の推進
- ・青少年の健全育成をはかる各種体験学習活動の推進
- ・社会教育団体等との連携による学習活動の推進

7 図書館

市民に親しまれる図書館として、学習に必要な各種資料を広く収集し、すべての市民に提供するとともに、視野を広め専門性を高めるための様々な機会を提供します。

また、市民が情報を十分に活用できるよう ICT (※6) 化をさらに進め、地域の情報拠点としての役割を担います。

- ・図書館間のネットワーク形成による利用環境の向上
- ・ボランティア等との連携による図書に親しむ機会の拡充

※6 ICT [Information and Communication Technology]

コンピュータなどの情報機器やデータ通信に関する技術を表す用語。今後のネットワーク社会における通信や情報伝達、相互理解といったコミュニケーションの重要性を踏まえ、従来のITにこの概念を示すCを加えた用語として使用されている。

基本方針

「健康実感!! はずむスポーツ」を合言葉（キャッチフレーズ）に、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現につとめます。

基本的な考え方とめざすべき方向

スポーツは、人間が本来持っている体を動かすという欲求を満たす人類の文化であり、心身両面に対して様々な効用を与えてくれます。その効用は、体力の向上、生活習慣病の予防など健康の保持増進だけでなく、精神的充足によるストレスの発散、他者とのコミュニケーション能力や思いやりの心をはぐくむなど、心身の健全な発達を促すものです。

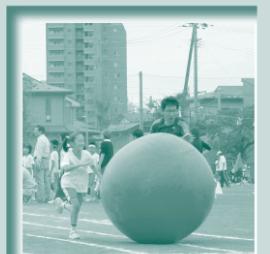
また、人間関係が希薄化している地域社会において、スポーツを通じて交流を深めることは、市民相互の新たな連携を生み、地域の連帯感や活力を醸成してくれます。

さらに、スポーツとのかかわり方については、自ら行うスポーツだけでなく、見て楽しむスポーツやボランティアとして支援するスポーツなど、生活の質的向上やゆとりを生み出すことのできる様々なスポーツの形態があることから、多様化するニーズに的確に応えていく必要があると考えています。

これまで本市では、スポーツが生み出すこうした様々な効用やニーズを踏まえ、市民のだれもが気軽にスポーツに親しむことができるような環境づくりにつとめるとともに、スポーツ施設の計画的な整備を進めてきました。

今後は、市民のスポーツへの主体的な取組を促進しながら、そのニーズに適切に応え、体力、年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざします。

そのため、スポーツ活動の多様化に対応できる体制づくりや競技力向上をめざしたスポーツ環境づくりのほか、施設の計画的な整備と効率的な運営をはかり、市民のだれもが気軽にスポーツ活動を実践できる環境の整備を進め、スポーツを通じた健康な心と体づくりや地域の連帯感の醸成につとめます。



重点施策とその取組

I 市民スポーツの振興

1 生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現

(1) 生涯スポーツ推進体制の整備・充実

幅広い世代の市民がスポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりに取り組むことができるよう、イベント案内の充実をはかるとともに、スポーツボランティアの活動など、スポーツに関連する様々な情報を収集し提供するほか、体育の日を開催している「健康のつどい」において、体力測定実施者に対して、最適なスポーツプログラムの指導や助言を行います。

また、高齢者や障害のある人のスポーツ活動への参加機会の拡大につとめます。

こうした市民の生涯スポーツの振興をはかるため、秋田市スポーツ振興基金を有効に活用します。

(2) 自主スポーツクラブの結成および育成

秋田県中央地区広域スポーツセンターとの連携をはかりながら、総合型地域スポーツクラブ（※1）など自主スポーツクラブの設立支援や育成につとめるとともに、新たに設立するクラブに対して指導や助言を行います。

また、既存の地域ジュニアスポーツクラブの活動の充実をはかります。

(3) 実践活動の促進

気軽に取り組むことができるニュースポーツ（※2）を紹介・導入して、スポーツ実践の機会の創出につとめ、子どもから高齢者まで年齢にかかわらず、スポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

(4) 学校体育施設の利用促進

市民のスポーツ活動の機会を拡充するため、すべての市立小学校の体育施設を開放します。

II 指導者の育成

1 スポーツに関する市民ニーズへの対応

(1) 指導者研修の充実

スポーツ指導者を対象に、新しい情報や専門的な知識・技能を身につけるための講習会を開催し、体育指導委員（※3）やスポーツ推進員（※4）の資質向上につとめながら、多様化するスポーツに関する市民のニーズへの対応をはかります。

※1 総合型地域スポーツクラブ

多世代、多志向、多種目にわたってスポーツ活動をし、地域住民が自主的に運営していくクラブ

※2 ニュースポーツ

技術やルールが比較的簡単で、年齢や体力に関係なく誰でも容易に楽しめることを目的として、新しく考案されたり紹介されたスポーツ

III 競技スポーツとスポーツ関係団体の充実強化

1 組織の拡充とスポーツ活動の推進

(1) 関係諸団体との連携

競技力向上のための講習会やトップアスリートを招いた練習会のほか、関係団体と連携しながら指導者講習会などを開催します。

(2) 各種大会等への支援

東北、全国大会などの競技大会に出場する選手への支援につとめるほか、全国的スポーツイベントの誘致を支援します。

(3) 各種スポーツ団体の育成

秋田市体育協会などの全市的な団体や市内小学校区ごとに組織されている地区体育協会、地域や愛好者で構成するサークル団体などの身近な団体の育成と支援につとめます。

(4) スポーツを通じた交流活動の促進

海外および国内の友好姉妹都市等とのスポーツを通じた交流活動の促進につとめます。

IV スポーツ施設の整備・充実

1 効率的活用と計画的整備

(1) スポーツ施設の有効活用

施設の有効活用をはかるため、各種大会などの利用以外に、個人が気軽に利用できる一般開放日を設けるなど、市民が幅広く有効に活用できるようつとめます。

(2) スポーツ用器具の整備・充実

スポーツ用器具の計画的整備とニュースポーツの貸出用器具の充実をはかります。

(3) スポーツ施設の適正な維持管理

障害のある人に配慮した施設整備を推進するとともに、利用者がより快適に使用できるよう、スポーツ施設の適正な維持管理につとめます。

※3 体育指導委員

スポーツ振興法に基づき、教育委員会が委嘱し、地域のスポーツの実技指導、スポーツに関する指導・助言を行う者

※4 スポーツ推進員

ニュースポーツの普及を目的に創設した本市独自の制度で、教育委員会が委嘱し、地区スポーツ活動を推進するため、体育指導委員等と連携しながら、スポーツに関する指導・助言を行う者

文化振興部門

基本方針

市民一人ひとりが潤いとゆとりのある生活をおくり、活力ある社会を実現できるように、文化力の向上につとめます。

基本的な考え方とめざすべき方向

文化は私たちの生活すべてにかかわっており、心に潤いやゆとりをもたらすとともに、豊かな人間性をはぐくむうえで、大きな役割を果たします。これから社会に生きる市民一人ひとりが充実した人生をおくるために、人々の文化による期待感は高まり、さらにまた、近年は、文化資産を活用したまちづくりや地域経済の活性化を促すなど、文化の持つ力があらためて認識されてきています。

これまで本市では、市民が文化に親しむ環境づくりと、薫り高い市民文化の醸成に取り組んできました。

今後は、市民が郷土の自然や歴史、文化の価値を再認識し、郷土を愛するとともに、生涯を通じて学び、成長し、充実した人生をおくことができる環境の整備につとめ、国内外に広くアピールできる個性豊かな地域文化の創造をはかります。

そのため、本市では、文化を通じて市民の豊かな心を育てるための施策を積極的に展開し、文化・芸術が人々を引きつける魅力や社会に与える影響力、すなわち「文化力（※1）」を高め、活力あるまちづくりと市民文化の振興につとめます。



※1 文化力

文化の持つ、人々に元気を与えるとともに、地域社会全体を活性化させ、魅力ある社会づくりを推進する力



重点施策とその取組

I 文化・芸術活動の充実

1 パートナーシップ（※2）の確立と文化の担い手育成

- (1) 地域の人材や文化関係団体との連携による活動の充実と人づくり
地域の様々な人材と連携し、専門的知識の交流や市民が文化・芸術に親しむための機会を拡大しながら、だれもがこれからの文化の担い手となるよう育成につめます。
- (2) 学校など教育機関との連携による人づくり
学校などの教育機関と連携し、郷土の歴史と文化を伝えるために文化財を活用した授業の呼びかけを行います。
また、大学など高等教育機関の専門的知識を持った人材との交流などを通じて、文化・芸術に親しむプログラムの充実をはかります。
- (3) 民間企業による支援体制づくり
文化の有力な担い手である民間企業へ積極的に働きかけ、その活力を生かしたメセナ（※3）による支援体制づくりにつめます。

2 文化・芸術活動への支援と顕彰

- (1) 文化関係団体の育成と活動への支援
文化・芸術活動の促進と鑑賞機会拡大のために、コンサートや演劇・出版などの事業に助成し、文化関係団体を育成するとともに、個人や団体、若者による活動を支援します。
- (2) 優れた文化・芸術活動と功績の顕彰
文化・芸術活動において優れた作品に秋田市文化選奨を、また、芸術・学術・産業・スポーツなどの分野で、文化振興や文化行政に功績のあった個人や団体に秋田市文化章・秋田市文化功績章を贈呈し顕彰します。

※2 パートナーシップ
対等な協力関係

※3 メセナ [mécénat]
企業の文化・芸術活動への支援を意味するフランス語。企業も地域の文化を担う一員という考え方方に立ち、各種文化イベントを主催したり、文化・芸術・学術活動への助成などを行うこと

Ⅱ 文化財の保存と活用の推進

1 文化財の保存と活用

(1) 文化財の指定と保存・保護

歴史・民俗・美術など有形無形の文化資産の調査を進め、文化財としての指定や保存、埋蔵文化財と特別天然記念物（※4）カモシカの保護につとめます。

(2) 文化財の活用

歴史資料・美術工芸品・建造物などの有形文化財や、民俗芸能・工芸技術などの無形文化財を展覧会や講座、伝承教室などの開催により、市民の郷土学習の教材として活用をはかります。

(3) 史跡の保存・整備

史跡である秋田城跡（※5）や地蔵田遺跡（※6）などを、市民の郷土学習の場や地域資源として活用するため、保存・整備を進めます。

(4) 歴史資料・先覚者資料の収集と保存

書跡・典籍（※7）や古文書などの歴史資料の発掘と収集を行うとともに、郷土の誇りとなる秋田市の先覚者について調査を行い、市民の文化的財産として適切な保存と活用につとめます。

III 文化施設の充実

1 ネットワーク化と整備の推進

(1) 文化施設のネットワークの構築

観覧者に回遊性を持たせる魅力ある観光資源としての利活用をはかるとともに、共同事業の開催やアウトリーチ（※8）型の事業を進め、資料データの公開や情報提供を行うなど、秋田の文化創造の場としてネットワークを構築します。

(2) 文化施設の整備と利活用の促進

優れた文化・芸術の紹介や資料を保存・展示するために施設の整備を進めるとともに、市民の文化活動の振興をはかるため、文化施設の利活用の促進につとめます。

※4 特別天然記念物

学術上貴重で、特に重要なものとして指定された動物、植物、地質、鉱物をいう。動物ではカモシカ、コウノトリ、ライチョウ、オオサンショウウオなど21件が指定されている。

※5 秋田城跡

高清水丘陵に築かれた、奈良・平安時代の大規模な地方官庁の遺跡で、昭和14年に国の史跡として指定。東北地方の日本海側（出羽国）の政治、軍事、文化の中心地であり、環日本海交流の拠点としての機能を有していたとされる。

※6 地蔵田遺跡

御所野台地南西部にある、旧石器・縄文・弥生時代の集落跡。木柵で囲まれた弥生時代の集落跡は全国でも類例がないことから、平成8年に国の史跡に指定された。

※7 典籍 書物や書籍のこと

※8 アウトリーチ

日ごろ、芸術や文化に触れる機会の少ない市民に対して、アーティストや文化施設側から学校など様々な施設に出向いて、ワークショップやコンサート、講座などの活動を行うこと

各施設の取組

1 千秋美術館

佐竹曙山、小田野直武らの秋田蘭画や平福穂庵・百穂父子、寺崎廣業、岡田謙三、木村伊兵衛など郷土ゆかりの作家や作品の調査・研究および収集を行うとともに、国内外の優れた芸術品や所蔵品による展覧会の開催や様々な教育普及活動を通して、市民が気軽に美術に親しみながら心豊かな時間を共有できる環境の充実をはかります。

- 郷土ゆかりの作家や作品の調査・研究と、収集による所蔵品の充実
- 企画展および常設展の充実と、講座・講演会など教育普及事業の推進
- 展覧会等の広報宣伝の推進

2 赤れんが郷土館

国指定重要文化財である赤れんが館（旧秋田銀行本店）の保存と活用につとめるとともに、郷土の木版画家勝平得之、人間国宝の鍛金家関谷四郎などの貴重な作品や資料の保存・調査・収集・展示と教育普及活動を通して、市民が郷土の歴史と文化を学べる施設として充実をはかります。

- 郷土秋田の文化と歴史および先覚者の調査・研究と、その活用の推進
- 企画展および常設展の内容の充実と、学習講座などの普及事業の推進
- 文化財である建物の保存およびコンサート・講演会・展覧会開催による活用の推進

3 民俗芸能伝承館「ねぶり流し館」・旧金子家住宅

秋田市の民俗行事や郷土芸能を展示するとともに、保存・伝承、後継者育成を目的とした様々な事業の充実につとめます。

また、江戸時代後期の商家である市指定文化財旧金子家住宅を保存し、市民の文化活動の場として活用をはかります。

- 民俗芸能の常設展示の充実
- 民俗芸能の伝承を目的とした調査・研究の推進と、講座や発表会などの普及事業の充実
- 旧金子家住宅の保存と、展示会・講演会開催による利活用の促進

4 佐竹史料館・久保田城御隅櫓・御物頭御番所・旧黒澤家住宅

秋田藩主佐竹氏と江戸時代の秋田に関する歴史資料を調査・収集し、良好な状態で後世に伝えていくとともに、企画展・常設展・市民学習講座の開催を通して、広く市民に郷土の歴史を発信します。

また、各施設の連携によって、市民が歴史に親しむ環境の充実をはかります。

- 佐竹氏および秋田の歴史を紹介する企画展・常設展・学習講座の内容の充実
- 市指定文化財の保存および展示による文化財に親しむ機会の提供
- 旧黒澤家住宅の保存および企画展や学習講座の開催による活用の推進
- ボランティアとの連携による千秋公園（久保田城跡）の活用の推進

5 文化会館

芸術文化活動の拠点として、市民の音楽・舞台芸術活動の裾野拡大のため、自主事業の充実につとめるとともに、市民の自主的な活動のしやすい親しみの持てる環境づくりをめざします。

また、各種大会や学会・研修会等の開催誘致のため、ホールや会議室等の活用によるコンベンション機能（※9）の充実につとめます。

- ・市民の音楽や舞台芸術等に対する関心を高めるための施設活用と鑑賞機会の拡充
- ・子どもたちの芸術体験を豊かにするための鑑賞事業や体験活動の充実
- ・施設の計画的な整備の推進

6 秋田城跡調査事務所（秋田城跡出土品収蔵庫）

国指定史跡である秋田城跡では、保護・管理上必要となる発掘調査を行い、史跡公園の整備を計画的に進め、市民の郷土学習の場として遺跡の有効活用をはかります。

また、秋田城跡出土品収蔵庫の充実をはかるとともに、文化財の保存・活用のため、新たな展示施設の建設を検討します。

- ・市民との連携による各種事業や学習講座等の開催による活用の推進
- ・発掘調査等による史跡の保護と、環境整備事業の推進および展示施設充実の検討

7 河辺農林漁業資料館

河辺地域の文化・歴史・民俗および農林漁業に関する資料の保存や整理につとめ、市指定文化財である旧国鉄三内川発電所の資料を中心とした常設展示の充実をはかります。

- ・収蔵資料の保存・整理と、展示資料の見直しおよび体系的展示の実施検討

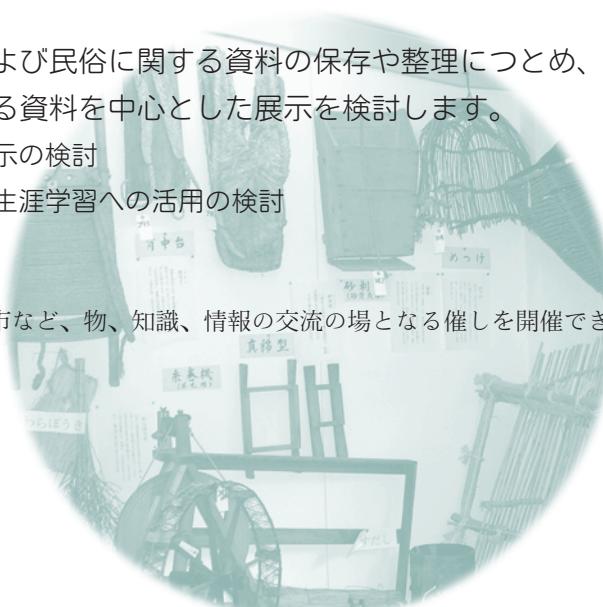
8 雄和ふるさとセンター

雄和地域の産業・文化・歴史および民俗に関する資料の保存や整理につとめ、雄物川の河川交通と生活文化に関する資料を中心とした展示を検討します。

- ・地域の特色を生かしたテーマ展示の検討
- ・収蔵資料の整理と、学校教育や生涯学習への活用の検討

※9 コンベンション機能

各種大会や会議、博覧会、見本市など、物、知識、情報の交流の場となる催しを開催できる機能



教育環境整備部門

安全・安心を基本とした
良質な教育環境の整備につとめます。

基本方針

基本的な考え方とめざすべき方向

教育のあり方について様々な議論がなされ、具体的な改革が進められているなかで、教育の質を維持し、さらに向上去していくことが求められています。そのためには、教育内容や教職員資質の向上はもちろんのこと、教育施設や児童生徒の安全対策など、教育を取り巻く様々な環境の整備が必要です。

これまで本市では、学校施設・社会教育施設・スポーツ施設・文化施設の計画的な整備につとめてきました。これに加え、学校教育をはじめ、市民のライフステージ（※1）に応じた様々な学習活動を支える環境整備につとめてきています。

今後は、こうした環境整備に加えて、様々な教育課題への的確かつ迅速な対応をはかるため、教育活動を支える教育委員会の体制強化につとめながら、地域の実情に即した教育行政を展開していくことが求められます。

そのため、乳幼児期から高齢期に至るまでの市民の教育活動を支え、充実させるため、安全・安心を基本とした良質な教育環境の整備につとめます。また、様々な教育活動に従事する職員の資質向上につとめるとともに、今後の教育委員会のあり方についても検討を進めます。

重点施策とその取組

I 教育環境の整備

1 教育施設・設備の整備

(1) 学校施設・設備の整備

校舎や体育館については、そこで学ぶ児童生徒の安全を確保するとともに、災害時には市民の避難施設になることも考慮し、増改築、大規模改造などの改修事業を含めて、早急に施設の耐震化（※2）を進めます。

また、学校における教育環境の向上をはかるため、設備や備品の整備につとめます。

※1 ライフステージ

人の一生を乳幼児期・少年期・青年期・成人期・高齢期などに区分した、それぞれの段階

※2 耐震化

昭和56年以前の旧耐震基準に基づいて建てられた既存の建築物の耐震性能を補強工事等により高めること

(2) 社会教育施設・スポーツ施設・文化施設の基盤整備

社会教育活動・スポーツ活動・文化活動の充実には、その活動の基盤となる施設の整備が必要です。これらの施設については、利用者の安全確保を第一義としつつ、市全体の施設整備との整合をはかりながら、計画的な整備につとめます。

2 児童生徒の安全対策の充実

(1) 学校内の安全・安心

児童生徒が安心して学校生活をおくれるよう、すべての市立小学校へ警備員を配置するほか、学校安全マニュアルの整備や防犯教室の実施など、学校内の安全確保につとめます。

(2) 通学路の安全・安心

児童生徒が登下校時に事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、スクールガード・リーダー（※3）などと連携しながら安全確保につとめます。

また、各小学校ごとに組織する安全対策委員会（※4）の活性化をはかり、地域、学校、関係機関等が一体となった安全対策を推進します。

3 良好な教育環境の維持・向上

(1) 学校配置の適正化

児童生徒数の減少が続くことが予想されるなか、良好な教育環境の維持・向上をはかるため、学校規模によるメリット・デメリットを十分に検証しながら、学校配置の適正化について検討を進めます。

(2) 学校給食のあり方

学校給食では、子どもたちの健康の保持増進や体力向上等のため、地場産物を積極的に活用しながら、安全でバランスのよい、おいしい給食を提供します。

また、給食調理場のあり方については、当面、中学校学区単位で、拠点となる小学校に共同調理場を設けていく方針としており、安全衛生面・コスト面などに配慮しつつ、民間委託の検討と合わせながら、学校給食業務の適正化につとめます。

※3 スクールガード・リーダー

警察官OBや防犯の専門家など、学校安全ボランティアに警備のポイント等の指導を行う者

※4 安全対策委員会

学校、保護者、地域が一体となって、児童が安心して登下校できる環境づくりを目的として活動している組織の総称。小学校を中心に、町内会や老人クラブ、PTAなどで構成されている。

(3) 幼児教育への支援と私学の振興

希望するすべての幼児が幼稚園教育を受けることができるよう、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、幼稚園教育の振興をはかるための助成を行います。

また、幼稚園をはじめとする私立学校が行う施設整備に対し支援を行います。

II 行政改革への対応と教育委員会のあり方

1 行政改革への対応

(1) 所管施設への指定管理者制度（※5）の導入

指定管理者制度の導入については、施設運営における市民の利便性の向上や管理コストの縮減を十分に検証し、制度導入について検討します。

(2) 施設使用料等の適正化

施設使用料等については、公平性や公益性の確保のため、全庁統一的な指針に基づきながら、受益と負担のバランスに配慮した適正な区分、金額等の設定を進めます。

2 教育委員会のあり方

(1) 職員の資質向上

市民ニーズを的確にくみ取り、質の高い教育を提供するため、職員の資質向上につとめます。特に、社会教育主事、学芸員、司書等の専門的職員については、その専門的な能力の一層の向上につとめます。

(2) 教育委員会の活性化

地方分権時代にふさわしい、地域の実情に合わせた主体的な教育行政を展開することができるよう、教育委員会の活性化につとめます。

※5 指定管理者制度

公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、住民サービスの向上と経費の削減をはかることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設された制度。これにより、公共的な団体などに限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体が担うこととなった。



資料

秋田市教育ビジョン検討委員会設置要綱

平成19年7月24日
教育長決裁

(設置)

第1条 秋田市教育ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）の内容を検討するため、教育委員会に秋田市教育ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育ビジョン策定に関わる助言および提言
- (2) その他教育ビジョンに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、部会を置く。

2 部会は、学校教育部会、社会教育・スポーツ振興部会および文化振興部会とする。

3 委員は、いずれかの部会に所属する。

4 部会に、部会長および副部会長を置く。

5 部会長は、部会に所属する委員の中から互選し、副部会長は、部会長が指名する。

6 部会長は、部会の会務を掌理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の事務局)

第7条 委員会の庶務を処理するため、教育委員会総務課に事務局を置く。

2 事務局員は、教育委員会総務課の職員をもって充てる。

(部会の事務局)

第8条 部会の庶務を処理するため、学校教育部会については学校教育課に、社会教育・スポーツ振興部会については生涯学習室に、文化振興部会については文化振興室に事務局を置く。

2 事務局員は、それぞれの課又は室の職員をもって充てる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

秋田市教育ビジョン検討委員会委員名簿

氏 名	所属団体名および役職名	所属部会	備考
浦 野 弘	秋田大学教育文化学部教授	学校 教育	◎□
鈴 木 廣 司	秋田市小学校長会 会長 秋田市立泉小学校長	学校 教育	
武 田 篤	秋田大学教育文化学部教授	学校 教育	
田 子 多津子	秋田市立上北手小学校 P T A 会長	学校 教育	
藤 本 豊 隆	秋田市中学校長会 会長 秋田市立秋田東中学校長	学校 教育	△
船 木 紀 生	船木清治税理士事務所 株式会社木会計センター専務取締役 前秋田市P T A連合会事務局長兼副会長	学校 教育	
堀 井 道 子	秋田市児童厚生員	学校 教育	
原 義 彦	秋田大学教育文化学部准教授 秋田県社会教育委員・秋田市社会教育委員	社会 教育・ スポーツ振興	□
伊 藤 晴 美	秋田市社会教育委員の会議 議長	社会 教育・ スポーツ振興	
太 田 広 治	財秋田市体育協会 副会長	社会 教育・ スポーツ振興	△
京 野 香	高清水児童育成クラブ代表 前秋田市児童育成クラブ連絡協議会 会長	社会 教育・ スポーツ振興	
三 浦 研 二	秋田市体育指導委員連絡協議会 副会長	社会 教育・ スポーツ振興	
横 山 智 也	秋田市文化振興審議会 会長 秋田大学名誉教授	文化 振興	○□
佐 藤 真 弓	秋田市文化振興審議会 委員 聖靈女子短期大学音楽科長・教授	文化 振興	
竹 島 知 憲	秋田市佐竹史料館協議会 委員 料亭濱乃家 代表社員	文化 振興	
富 横 泰 時	秋田市文化財保護審議会 委員長	文化 振興	△
富 橋 信 孝	秋田県演劇団体連盟 副理事長	文化 振興	

※ ◎委員長 ○副委員長 □部会長 △副部会長

※ 部会ごとに、部会長に続いて50音順

※ 所属団体名および役職名については、委員委嘱期間中のものです。

秋田市教育ビジョンの策定経過

年 月 日	検討委員会の開催	審議内容等
平成19年7月28日	第1回秋田市教育ビジョン検討委員会	委員会の設置 各部会の設置
19年8月22日	第1回学校教育部会	部会案の審議
19年8月28日	第1回社会教育・スポーツ振興部会	部会案の審議
19年8月29日	第1回文化振興部会	部会案の審議
19年9月25日	第2回社会教育・スポーツ振興部会	部会案の審議
19年9月26日	第2回学校教育部会	部会案の審議
19年10月1日	第2回文化振興部会	部会案の審議
19年10月23日	第3回社会教育・スポーツ振興部会	部会案の審議
19年11月12日	第2回秋田市教育ビジョン検討委員会	素案の提示・審議
19年11月30日	市民からの意見聴取（～12月14日）	パブリックコメントの実施 市民100人会によるアンケート調査の実施
平成20年1月4日	委員長、副委員長、部会長会議	市民意見への対応協議
20年1月28日	第3回秋田市教育ビジョン検討委員会	素案修正案の審議 検討委員会原案の調整
20年2月26日	秋田市教育委員会定例会	秋田市教育ビジョンを議決



市章

昭和3年6月に制定、的に「矢留」の形と、
秋田市の「田」の字をあらわしています。

「矢留」とは旧秋田藩主佐竹氏の居城「久
保田城」の別名。

本市出身小場恒吉氏の考案によるものです。

秋田市教育委員会

〒010-0951

秋田市山王二丁目1-53

TEL 018-866-2242 [総務課]
FAX 018-865-1851

E-mail:ro-edmn@city.akita.akita.jp